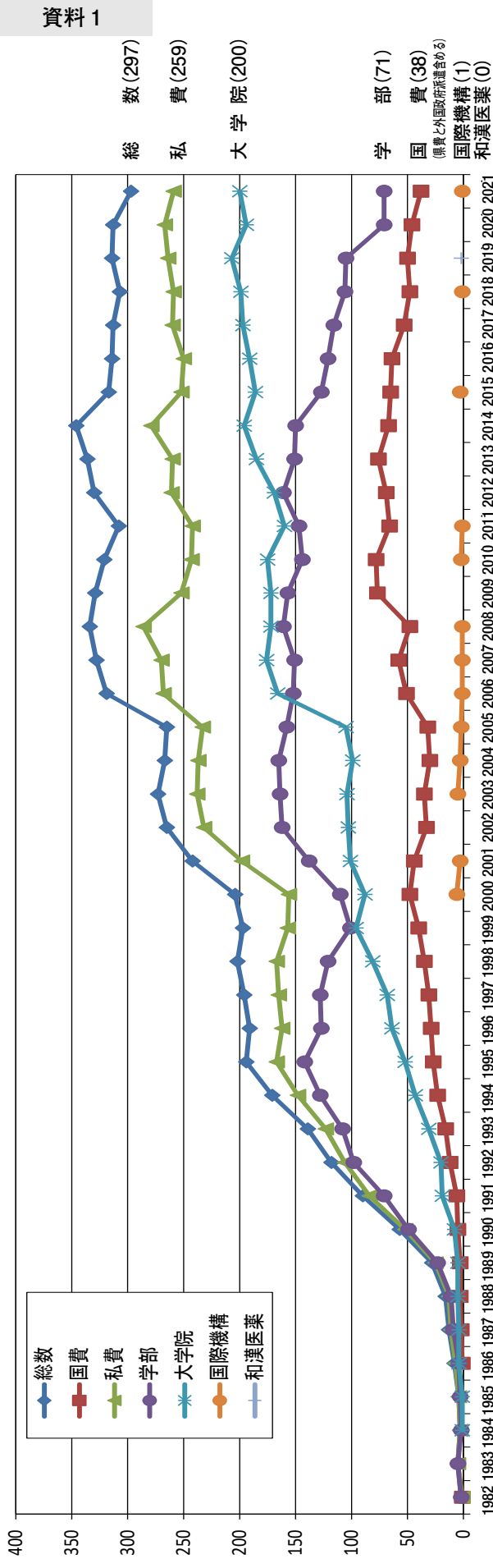


富山大学における年度別外国人留学生数の推移



年	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021			
総数	2	5	3	4	4	8	13	16	28	57	90	118	139	171	194	196	202	197	204	242	265	273	267	265	319	328	334	329	321	308	330	336	346	317	314	313	307	314	313	297			
国費	1				1	2	3	3	5	6	12	16	23	27	29	31	35	40	48	44	44	33	35	30	32	51	58	48	77	78	66	69	76	67	65	64	53	48	50	46	38		
私費	1	5	3	4	4	7	11	13	25	52	84	106	123	148	167	162	167	157	156	198	232	238	237	233	268	270	286	252	243	242	261	260	279	252	250	260	259	264	267	259			
学部	2	5	2	3	4	9	11	23	49	71	98	108	128	142	127	128	121	101	110	138	162	164	165	158	152	151	161	144	147	161	151	150	127	121	116	106	105	71	71				
大学院			1	1	4	4	5	5	8	19	20	31	43	52	64	68	81	96	88	101	103	104	99	105	166	176	172	172	175	160	169	185	196	186	191	199	207	194	200				
和漢医薬学 総合研究所																																											
国際機構																			6	3	5	3	2	1	1	1	1	1	2	1													
国際機構 (和漢医薬)																																											

(毎年5月1日現在)

※2005年10月に旧富山大学(現五福キャンパス), 富山医科薬科大学(現杉谷キャンパス), 高岡短期大学(現高岡キャンパス)の3大学が統合して現在の富山大学となった。
 2005年度までは旧富山大学のデータである。

※外国政府派遣と県費は国費に含めた。国際機構は予備教育学生を示す。

資料2

富山大学在籍外国人留学生数（2021年度）

1. 部局別

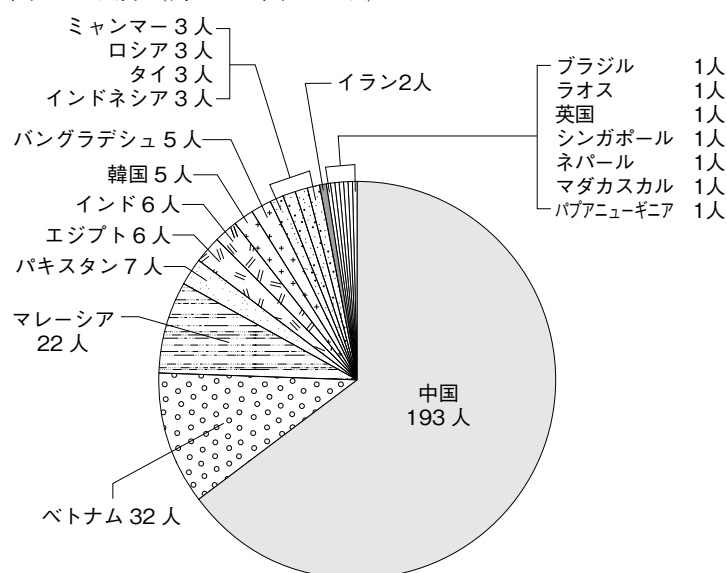
2021年5月1日現在

		正規生				非正規生				合計	
		国費	県費	外国政府	私費	小計	国費	県費	私費	小計	計
学部	人文学部			1	10	11	3		1	4	15
	人間発達科学部			1	4	5	2		4	6	11
	経済学部			2	6	8			5	5	13
	理学部				2	2					2
	医学部										0
	薬学部										0
	工学部			11	20	31			3	3	34
	芸術文化学部	3			2	5			1	1	6
	都市デザイン学部				9	9					9
	小計	3	0	15	53	71	5	0	14	19	90
大学院 (修士・博士前期)	人文科学研究科				7	7			1	1	8
	人間発達科学研究科				6	6					6
	経済学研究科				31	31					31
	医学薬学教育部	1			10	11			3	3	14
	理工学教育部（理学系）				6	6					6
	理工学教育部（工学系）		2		33	35					35
	芸術文化学研究科				4	4					4
	小計	1	2	0	97	100	0	0	4	4	104
大学院 (博士・博士後期)	医学薬学教育部	3			32	35					35
	生命融合科学教育部（五福）	3			1	4					4
	生命融合科学教育部（杉谷）	2			13	15					15
	理工学教育部（理学系）	1			6	7					7
	理工学教育部（工学系）	2			37	39			2	2	41
	小計	11	0	0	89	100	0	0	2	2	102
国際機構						1			1	1	
和漢医薬学総合研究所										0	
合計	15	2	15	239	271	6	0	20	26	297	

2. キャンパス別

五福キャンパス	223
杉谷キャンパス	64
高岡キャンパス	10
合計	297

3. 国・地域別（計20ヶ国・地域）



富山大学国際機構規則

平成30年3月27日制定
令和元年9月27日改正
令和3年12月3日改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則（以下「学則」という。）第11条の2第2項の規定に基づき、富山大学国際機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、学則第3条に規定する目的の実現に向け、富山大学（以下「本学」という。）における国際化に関する事業を統括し、本学の国際化を推進する。

(業務)

第3条 前条の目的を達成するため、機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国際戦略（国際化の基本方針及び目標計画等を含む。）の策定及び国際交流の推進に関すること。
- (2) 大学間海外学術交流協定に関すること。
- (3) 外国人留学生の受入れ及び本学学生の海外派遣の支援に関すること。
- (4) 外国人研究者の受入れ及び本学職員の海外派遣の支援に関すること。
- (5) 外国人留学生の日本語教育に関すること。
- (6) 外国人留学生のキャリア支援に関すること。
- (7) 本学学生の留学のための英語能力の強化に関すること。
- (8) 外国人留学生と本学学生との交流推進に関すること。
- (9) 卒業・修了後の外国人留学生との連携・支援に関すること。
- (10) 国際交流に関する調査及び研究に関すること。
- (11) 国際IR・安全保障輸出管理に関すること。
- (12) その他機構の目的を達成するために必要な業務に関すること。

第2章 組織

(グローバルフロント)

第4条 機構に、グローバルフロント（以下「フロント」という。）を置く。

- 2 フロントは、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 国際化に関する中期目標・計画，年度計画及び評価の立案に関すること。
 - (2) 機構事業推進に関わる部門間の連携に関すること。
 - (3) 部局等との連携・調整に関すること。
 - (4) 機構事業推進に関わる企画・立案，大学間海外学術交流協定校の開拓に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか，機構の目的を達成するために必要な業務に関すること。
- 3 前項に掲げるもののほか，フロントに関し必要な事項は，別に定める。

(部門)

第5条 機構に，交流部門，教育部門及び国際 I R・安全保障輸出管理部門を置く。

- 2 交流部門は，次に掲げる業務を行う。
 - (1) 大学間海外学術交流協定に関すること。
 - (2) 外国人留学生の受入れ及び本学学生の海外派遣の支援に関すること。
 - (3) 外国人研究者の受入れ及び本学職員の海外派遣の支援に関すること。
 - (4) 外国人留学生の就学支援に関すること。
 - (5) 国際意識の学内普及に関すること。
 - (6) 外国人留学生のキャリア支援及び本学学生の海外インターンシップ実施協力等に関すること。
 - (7) 外国人留学生と本学学生との交流推進に関すること。
 - (8) 卒業・修了後の外国人留学生との連携・支援に関すること。
 - (9) 本学学生の留学のための英語能力の強化に関すること。
 - (10) 国際交流に関する調査及び研究に関すること。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか，機構の目的を達成するために必要な業務に関すること。
- 3 教育部門は，次に掲げる業務を行う。
 - (1) 外国人留学生の日本語教育に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか，機構の目的を達成するために必要な業務に関すること。
- 4 国際 I R・安全保障輸出管理部門は，次に掲げる業務を行う。
 - (1) 国際 I Rの推進に関すること。
 - (2) 安全保障輸出管理に関すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか，機構の目的を達成するために必要な業務に関すること。
- 5 前各項に掲げるもののほか，部門に関し必要な事項は，別に定める。

第3章 職員

(職員)

第6条 機構に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 部門長
- (4) 主担当として配置される教員
- (5) 兼務配置される教員
- (6) フロントフェロー
- (7) その他機構長が必要と認めた者

2 前項のほか、部門に、必要に応じて副部門長を置くことができる。

(機構長)

第7条 機構長は、機構の業務を統括する。

2 機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。

(副機構長)

第8条 副機構長は、機構長を補佐する。

2 副機構長の選考は、機構長が推薦し、学長が行う。

3 副機構長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、推薦した機構長の在任期間を超えないものとする。

4 副機構長に欠員が生じた場合、後任の副機構長の任期は、前任者の残任期間とする。

(フロント長)

第9条 フロントに、フロント長を置く。

2 フロント長は、フロントの業務をつかさどる。

3 フロント長は、副機構長をもって充てる。

(部門長)

第10条 部門長は、担当する部門の業務をつかさどる。

2 部門長の選考は、機構長が推薦し、学長が行う。

3 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、推薦した機構長の在任期間を超えないものとする。

4 部門長に欠員が生じた場合、後任の部門長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副部門長)

第 11 条 副部門長は、部門の運営に当たり部門長を補佐する。

2 副部門長は、部門を担当する第 6 条第 1 項第 4 号又は第 5 号の職員のうちから機構長が指名する者をもって充てる。

3 副部門長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、指名した機構長の在任期間を超えないものとする。

4 副部門長に欠員が生じた場合、後任の副部門長の任期は、前任者の残任期間とする。

(主担当配置教員)

第 12 条 主担当として配置される教員（以下「主担当配置教員」という。）は、フロント又は部門の業務に従事する。

(兼務配置教員)

第 13 条 兼務配置される教員（以下「兼務配置教員」という。）は、フロント又は部門の業務に従事する。

2 兼務配置教員は、本人の承諾を得た上で機構長が申請し、学系長、学術研究部長の承認を経て、学長が命ずる。

3 兼務配置教員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、申請した機構長の在任期間を超えないものとする。

4 兼務配置教員に欠員が生じた場合、後任の兼務配置教員の任期は、前任者の残任期間とする。

(フロントフェロー)

第 14 条 フロントフェローは、各部門と協力して部局等と連携し、事業を推進する。

2 フロントフェローは、機構長が部局長等及び本人の承諾を得て指名する。

3 フロントフェローの任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、指名した機構長の在任期間を超えないものとする。

第 4 章 会議

(機構運営会議)

第 15 条 機構に、富山大学国際機構運営会議（以下「機構運営会議」という。）を置き、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際化に関する中期目標・計画、年度計画及び評価に関すること。
- (2) 職員の配置に関すること。
- (3) フロント及び部門の業務に関すること。
- (4) 大学間海外学術交流協定に関すること。
- (5) 国際交流に係る地域連携に関すること。

- (6) 外国人留学生の奨学金に関する事（受給者の選考を含む。）。
 - (7) 本学学生の海外派遣に係る奨学金に関する事（受給者の選考を含む。）。
 - (8) 国際交流会館の管理運営に関する事（入居者の選考を含む。）。
 - (9) 国際 I R の推進に関する事。
 - (10) 安全保障輸出管理に関する事。
 - (11) その他機構の目的達成に必要な事項
- 2 機構運営会議に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
 - 3 専門委員会に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

（構成員）

第 16 条 機構運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
 - (2) 副機構長
 - (3) 部門長
 - (4) 学部から選出された教員 各 1 人
 - (5) 教養教育院から選出された教員 1 人
 - (6) 大学院生命融合科学教育部担当から選出された教員 1 人
 - (7) 和漢医薬学総合研究所から選出された教員 1 人
 - (8) 附属病院から選出された教員 1 人
 - (9) 国際部の部長及び課長
 - (10) その他機構長が必要と認めた者
- 2 前項第 4 号から第 8 号まで及び第 10 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
ただし、任期の途中で委員の交替があった場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の招集及び議長）

第 17 条 機構長は、機構運営会議を招集し、その議長となる。

- 2 議長に事故があるときは、副機構長がその職務を代行する。

（議事）

第 18 条 機構運営会議は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 15 条第 1 項第 2 号の事項を審議する会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ開会できない。議事は、出席者の 3 分の 2 以上をもって決する。
- 3 第 16 条第 1 項第 2 号から第 8 号及び第 10 号の委員のうち教授を除く委員並びに同条同項第 9 号の委員は、第 15 条第 1 項第 2 号の審議には加わらない。

(意見の聴取)

第 19 条 機構運営会議が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第 5 章 雑則

(雑則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、機構運営会議の意見を聴いて、機構長が別に定める。

(事務)

第 21 条 機構の事務は、国際部において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に選出される第 16 条第 1 項第 4 号から第 8 号までの委員のうち人文学部、経済学部、医学薬学研究部の医学系、理工学研究部の工学系、大学院生命融合科学教育部担当及び附属病院から選出された委員の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、改正前の第 13 条に規定する兼任教員であった者は、この規則により兼務配置教員に任命されたものとみなす。
- 3 この規則の施行日の前日において、研究部の各系から選出された委員については、理学部、医学部、薬学部、工学部及び都市デザイン学部から選出されたものとみなす。ただし、任期は第 16 条第 2 項の規定にかかわらず、人間発達科学部、芸術文化学部、理学部、薬学部及び都市デザイン学部から選出された委員は、令和 2 年 3 月 31 日までとし、人文学部、経済学部、工学部及び医学部から選出された委員は、令和 3 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この規則は、令和 3 年 12 月 3 日から施行する。

富山大学国際機構紀要投稿要項

1 目的

富山大学国際機構（以下「機構」という。）は、日本語・日本事情教育，異文化教育，留学生教育，国際交流等にかかる理論的・実践的研究に関する論文，研究資料等を発表するため，富山大学国際機構紀要（以下「機構紀要」という。）を発行する。

2 執筆者の資格

- (1) 機構の専任教員及び非常勤講師とする。
- (2) 編集委員会が特に認めた者
- (3) (1)(2)の者が筆頭著者となっている共著者については，制限しない。

3 原稿の内容

- (1) 投稿原稿は，未発表のものとする。
- (2) 原稿の種目は，論文，研究ノート（特定の主題に対する研究上及び教育上の提言，史・資料の紹介及び考察，又は萌芽的研究を記したものを指す。），研究資料（実践記録・調査結果，既成の知見の確認等研究上報告する価値のあるものを指す。），実践・調査報告，書評のいずれかとする。

4 原稿の長さ

原稿の長さは，1篇につき，図・表・写真等を含め，原則として刷り上がり20ページ以内とする。

5 原稿の体裁

富山大学国際機構紀要執筆要領（以下「執筆要領」という。）に従って，記述する。

6 編集委員会

機構紀要編集のため，国際機構長と機構の専任教員で構成される編集委員会を置く。編集委員長は国際機構長とする。

7 原稿の採否

投稿原稿は以下の手順により掲載の採否が決定される。

- (1) 編集委員会は投稿原稿の内容・種目・書式等の確認を行う。不適切な点がある場合には投稿者に修正を求める。論文以外の種目の原稿については、それらが適切と判断されれば紀要への掲載を認める。
- (2) 論文は査読を行うものとする。査読者には投稿者名を、投稿者には査読者名を伏せる。編集委員会は、(1)の確認後に査読者を指名し、査読を依頼する。査読者は投稿者と利害関係、共同研究、血縁関係がない者とする。編集委員会は、その査読者の意見に基づき、(A)そのまま掲載、(B)修正を条件に掲載、(C)不可のいずれかを判断し、原稿受領後 6 週間以内に投稿者に通知する。(B)の場合、その 1 か月以内に編集委員会の要請を満たす修正が行われない場合、掲載を不可とする。

8 投稿手続き

- (1) 投稿カードに所定の事項を記入のうえ、原稿とともに指定のオンラインストレージに提出する。
- (2) 提出された年月日をもって、受付年月日とする。
- (3) 原稿提出締切日は、別途定める。

9 発行回数

原則として、年 1 回とする。

10 その他

掲載された論文等の二次利用は、編集委員会に委ねるものとする。ただし、著者は自由に利用できるものとする。

附則

本要項の実施は、2018 年 4 月 1 日から適用する。

附則

本要項の実施は、2020 年 10 月 1 日から適用する。

附則

本要項の実施は、2022 年 8 月 1 日から適用する。